意見書案第　1　号

インターネット地図情報提供「サービス」における
地域安全に関する意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平 成 21年 6月 25日 提出

提出者	室戸市議会議員	山　下　浩　平
賛成者	〃	濱　口　太　作
〃	〃	町　田　又　一
〃	〃	米　澤　善　吾
〃	〃	立　石　大　輔
〃	〃	谷　口　總一郎
〃	〃	上　野　祥　司
〃	〃	堺　　喜久美
〃	〃	久　保　正　則
〃	〃	山　本　賢　誓
〃	〃	久　保　八太雄
〃	〃	脇　本　健　樹
〃	〃	久　保　善　則
〃	〃	鈴　木　彬　夫
〃	〃	徳　増　寿　子

室戸市議会議長　林　　竹　松　様

インターネット地図情報提供「サービス」における
地域安全に関する意見書

地図情報にあわせてその地点の実写画像を提供するサービスが始まる中、米グーグル社日本法人は、昨年8月「ストリートビュー」と銘打って、国内12都市の地図情報と写真情報を組み合わせたインターネット情報提供「サービス」を始めた。

この「サービス」で、提供される画像には、民家やその家庭の私物、敷地内の様子、車のナンバー、表札の文字が読み取れるものなど、本来公表されたくない個人情報やプライバシーが長期間画像にさらされるなど大きな問題を引き起こしている。

これらの情報は、本来被写体本人などの了解や社会的に許容される理由があって初めて撮影可能となるものである。ましてやその公開は個々の利益や安全などを慎重に検討して初めて許容されるものであり、一方的な撮影とその公表は法律に違反しているおそれもある。

既に、地方自治体の申し入れによって、私的撮影が禁止されている箇所の画像が削除されたり、東京都の審議会で、グーグル社が画像を公開する場合、関係自治体に事前説明する方針を表明しているが、事前説明で事足れりとはならない。

本県において、この種のサービスは開始されていないが、便利さゆえに侵される人々の幸せと人権には十分な配慮がなされるべきである。

こうした中、同社は、事前説明を踏まえて今後さらに対応都市を拡大していくことを表明しており、決して他都市の問題ではない。

よって、国におかれては、次の事項を講ずるよう強く要望する。

１　当該サービスにつき国に寄せられた意見の実態調査を初め、現状把握に努めること。

２　住居専用地域の公開の適否につき、国民の意見聴取を行うこと。

３　個人情報やプライバシーの保護に向けて、法整備を含め、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平 成 21年 6月 25日

室 戸 市 議 会

衆 議 院 議 長　河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長　江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣　麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣　佐 藤 勉 様
経 済 産 業 大 臣　二 階 俊 博 様